

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

平成30年10月9日

法務省入国管理局参事官室御中

照会者名

住所

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあつては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第9条第1項

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

- ① 日本の事業者が外国の学校に通っている外国人の学生を、出入国管理及び難民認定法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動の内、平成三十年六月十三日法務省告示第百七十八号（改正）の『出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件』の第九条（※）で定められている活動（特定活動3 インターンシップ）をさせる為に在留資格認定証明書交付申請をしたいと検討しています。

※の条文は下記の通りです。

九 外国の大学の学生（卒業又は修了をした者に対して学位の授与される教育課程に在籍する者（通信による教育を行う課程に在籍する者を除く。）に限る。）が、当該教育課程の一部として、当該大学と本邦の公私の機関との間の契約に基づき当該機関から報酬を受けて、一年を超えない期間で、かつ、通算して当該大学の修業年限の二分の一を超えない期間内当該機関の業務に従事する活動

- ② 外国人の学生については、具体的に下記に代表されるインドネシアの学校に在籍しているインドネシア人学生を検討しています。

(下記に記載の無い学校を検討する可能性も御座います)

【ジャカルタ】

- ・トリサクティ観光単科大学
- ・トリサクティ STMT 単科大学
- ・ハンチュア国立歯科技工アカデミー
- ・ボルテックジャカルタ国立II
- ・ナショナル大学

【ジョクジャカルタ】

- ・UTY 総合大学日本語学科
- ・AKPARDA 観光アカデミー
- ・ジョクジャカルタ テクノロジー大学

【スラバヤ】

- ・ウンタッグ大学
- ・ウニトモ大学
- ・エルランガ国立歯科技工単科大学
- ・エルランガ国立日本語学科
- ・スラバヤ国立大学

【スマラン】

- ・ウディワルヨ看護大学
- ・UDINUS 日本語学科

【ソロ】

- ・UNS ソロ国立大学
- ・ヒサド観光単科大学

【バリ】

- ・ビナウサダ看護大学
- ・ディアナプラ観光単科大学
- ・STIE 観光大学
- ・STPBI 観光単科大学
- ・サラスワティ STIBA 大学
- ・STIPAR 観光単科大学
- ・STP 国立観光単科大学
- ・バリ国際観光大学

注) 【】内は学校所在都市名です。

上記の場合において、『出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同

法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件』の第九条で定められている活動（特定活動3 インターンシップ）をさせる為の要件として、外国の大学の学生が『卒業又は修了をした者に対して学位の授与される教育課程に在籍する者（通信による教育を行う課程に在籍する者を除く。）に限る。』と規定されていることについて、インドネシアの教育文化省管轄の高等教育機関については外務省の下記サイトにおける ODA 資料にも御座います通り、大学と専門学校に分かれています。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/h11gai/h11gai019.html>
下記、サイトからの引用です。

高等教育機関は学術的教育を行い、学位を出せる機関（大学）と、専門的・職業的教育を行い、終了証書のみを出せる機関（専門学校）の2つに区分される。学術的教育を行う大学は最低就学年限が4年（旧制度では5年）で、卒業生はサルジャナ（学士）の学位を得る。さらに大学院へ進学することにより、マギステル（修士）、さらにドクトル（博士）の学位を修得できる（以下、S1、S2、S3と略記）。一方専門的・職業的な教育は就学年限によって、ディプロマ1～4の課程に分かれる（以下、D1、D2、D3、D4と略記。ディプロマ課程全体はSOと略記）。

高等教育機関の種別は、総合大学（Universitas）、専門大学（Institut）、単科大学（Sekolah Tinggi）、ポリテクニク（Politeknik）、アカデミ（Akademi）の5つである。最初の3つまでが学術的教育および専門的・職業的教育を行う機関であり、後の2つが専門的・職業的教育のみを行う機関である。一つの大学の中にS1課程とSO課程が存在する場合が多い。

上記、インドネシアの高等教育制度を鑑み下記2点につき照会願います。

- （1）サルジャナ（S1）の学位を取得できる教育課程と、ディプロマ（D3、D4）の教育課程が同等に『卒業又は修了をした者に対して学位の授与される教育課程』として評価され、ディプロマ課程の学生に特定活動3 インターンシップが認められるか否か。
- （2）（1）が認められた場合、4年の標準教育課程であるD4の学生と同様に3年の標準教育課程であるD3の学生が『一年を超えない期間で、かつ、通算して当該大学の修業年限の二分の一を超えない期間内当該機関の業務に従事する活動』として在学中の1年間の特定活動3 インターンシップが認められるか否か。

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

（見解）

- （1）につきましては、ディプロマの教育課程が日本では専門学校扱いとして区分されていますが、インドネシアでは一つの大学内でS1課程とSO（D）課程が混在していることや、総合大学（Universitas）、専門大学（Institut）、単科大学（Sekolah Tinggi）が学術的

教育を行う機関であると区分されていることより、形式上は日本でいう学位は授与されないもののS1、D3、D4の教育課程は、共通して卒業又は修了をした者に対して学位の授与されるに相当する教育課程として認められるカリキュラムであると思料します。

また、外務省のODA資料にも下記記載が御座います通り、インドネシアの高等教育総局の計画としてはディプロマ（D）課程を実施する教育機関を増やす動きもありますので、学位が授与されないことをもってD課程が専門学校と同等という扱いをすべきでは無いと考えます。

将来計画として、現在（1996年）国立大学ではS1課程の学生がディプロマ課程の学生の2倍いるが、2000年には同数、2020年には逆転して、ディプロマ課程の学生をS1課程の学生の2倍にしようと計画している。

（2）につきまして、D4の学生は標準教育課程が4年間と通常の4年生大学と同様の教育期間と教育課程を備えているので問題無いと思料しておりますが、D3の学生は標準教育課程が3年ではあるものの教育課程はD4と同等レベルの内容である為、『一年を超えない期間で、かつ、通算して当該大学の修業年限の二分の一を超えない期間』内である1年以内の期間であれば特定活動3（インターンシップ）が認められると思料します。

（根拠）

2018年2月7日付のインドネシアの [REDACTED] 発行の証明書によりサルジャナプログラム(S1)とディプロマ4プログラムが同等の教育課程であると証明されておりますので、原文と翻訳文を別添致します。

添付の証明書に記載されております通り、インドネシアではサルジャナ（S1）の学位を取得できる教育課程と、ディプロマの教育課程が同等に『卒業又は修了をした者に対して学位の授与される教育課程』相当と認められておりますので、ディプロマ課程においては国の制度の違いにより学位は授与されませんが、ディプロマ課程の学生にも特定活動3（インターンシップ）が認められるべきと思料致します。

D3の教育課程については本証明書には明記されておりませんが、3年の標準教育期間であり、日本においては学位が授与される2年制の短期大学よりも長い教育期間である為、1年以内の特定活動3（インターンシップ）は認められるべきと思料致します。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

希望しません。

5. 連絡先

下記メールアドレスに、このメールへの返信または御課からの新たな御差出の方法いずれか
のご回答で結構ですので、必ず御課名の入ったものでご回答を頂きたくお願い申し上げま
す。

回答先メールアドレス：

[REDACTED]

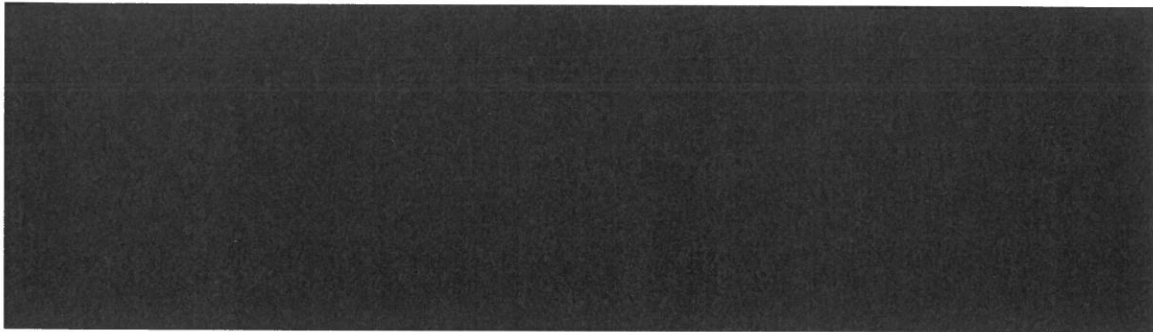
[REDACTED]

住所

[REDACTED]

連絡先

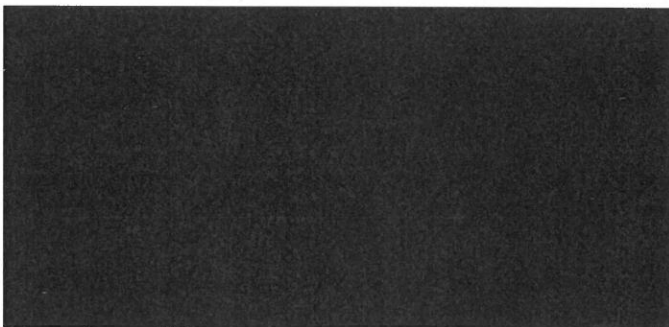
[REDACTED]

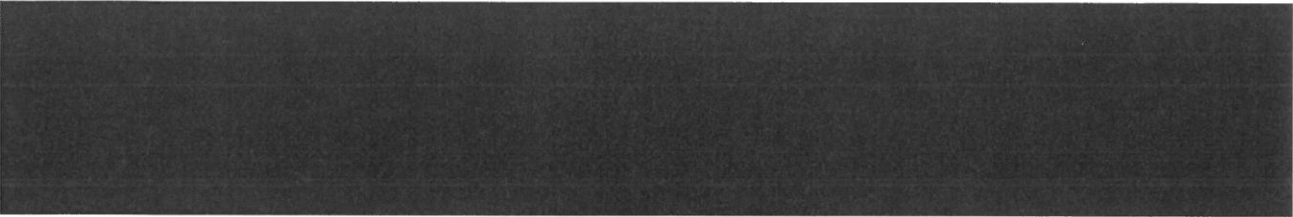




Menerangkan bahwa mengacu pada Peraturan Menteri Riset Teknologi Pendidikan Tinggi Nomor 44 tahun 2015 tentang Standar Nasional Pendidikan Tinggi, pasal 6 ayat (1) huruf d, menyebutkan bahwa paling lama 7 (tujuh) tahun akademik untuk program sarjana, program diploma empat/sarjana terapan, dengan beban belajar mahasiswa paling sedikit 144 (seratus empat puluh empat) sks.

Bahwa sehubungan dengan Peraturan Menteri Riset Teknologi Pendidikan Tinggi diatas jika dilihat dari lama studi dan beban belajar mahasiswa antara program sarjana (S1) dengan Program Diploma IV tidak ada perbedaan, sehingga dapat disampaikan program studi Diploma IV Manajemen Perhotelan Sekolah Tinggi Pariwisata Bali International Denpasar setara dengan jenjang Studi Sarjana (S1).

Demikian surat keterangan ini dibuat untuk dapat dipergunakan sebagaimana mestinya.



国家高等教育基準である2015年の研究技術高等教育省令第44号に言及すると、第6条第1項の文章dは、サルジャーナ(学士)教育課程とディプロマ4教育課程及び応用学士教育課程は卒業のために最大7年間、最小144単位の単位を学生は取得すること、と述べていると証明しています。

上記の研究技術高等教育省の規定に基づけば、サルジャーナプログラム(S1)とディプロマ4プログラムの学習の期間及び教育内容は同等であるという見解である為、デンバサールのパリ国際観光単科大学のホテルマネジメント専門課程のディプロマ4プログラムはサルジャーナプログラム(S1)と同等の教育課程に相当します。

この証明書は目的に沿って使用されるよう作成しています。

